

これまでの議論を踏まえた意見・論点の整理

1. 基本的方向性

委員から出された主な意見

- 新機構の法人の在り方については、国病機構や労福機構になぞられる必要はないかもしれないが、全く異なる形式とするのも考えにくい。新しい行政法人になることはあり得なく、独立行政法人か国病等が目指そうとしている新しい医療法人しか考えられないのではないか。
- 新機構について、同様に病院を直営する国病機構よりも厳しい規制の下に置かれることには違和感がある。



論点整理

- ◆新機構が自らの使命や役割を的確に遂行することを制度として担保することが必要。
- ◆病院事業の特性(診療報酬体系下での自立経営、医師・看護師の確保、建替え・医療機器整備のための投資的資金の確保等)等を踏まえると、独立行政法人制度共通の規制はなじみにくく、臨機応変な対応が求められることから、可能なかぎり法人の自主性・自律性を尊重することとしてはどうか。
- ◆国による新機構への関与の在り方については、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提に事後評価を重視することとし、具体的には、法人の業務運営の改善を促す仕組みとしてはどうか。また、新機構は、既に政府からRFOに対して出資されている病院(土地・建物等)を用いて事業運営を行う法人でもあることから、監事機能や役員の責任について、他の関係法令を参考に必要な規定を整備してはどうか。

2. 機構の使命、役割等

これまでの提出資料

- 新機構としては、社会保険病院などが担っていた5疾病・5事業やリハビリテーション等の医療提供の一層の充実・強化はもとより、超高齢化社会を見据え、「地域医療の機能の確保」を図るため、新機構には、以下の役割を担うことが求められる。

新機構における病院間ネットワークはもとより、地元の自治体、医師会、医科大学・関連医療機関と連携し、

1. 各地の地域医療の課題を集約・分析・解決することを通して、地域連携等のモデルを構築し、全国的な地域医療の向上に積極的に貢献する。
2. また、住民が安心して暮らせる地域包括ケア実現に積極的に寄与する。
3. 災害時の被災地域及びへき地を含む医師不足地域に対し、積極的に支援を行い医師偏在問題の解消等に貢献する。
4. 幅の広い診療能力を持つ“総合医”の養成に積極的に関与し、専門医と協働しつつ、シームレスな地域医療の構築に向け貢献する。
5. 地域医療、地域包括ケアの要となる人材を育成し、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応える。
(第1回RFO提出資料)

委員から出された主な意見等

- 病院ごとにそれぞれの地域で担っている役割が異なる中で、機構の役割を1つの役割に限定して統一するのは難しいのではないか。
- 病院ごとに地域で担う役割や機能は多様である。機構全体としての哲学を持ってお互いを補完しあうことで、スケールメリットを活かせるのではないか。
- 人材の育成、養成を大学病院や地域医師会と連携してやっていくことは重要。
- 総合医を育てる機能を持った病院は日本には少ないので進めてほしい。
- 地域で質の高い医療を提供するため、他設置主体の医療機関との連携も含め、機構が地域でどういう役割を果たすべきかという考えも組み込むとよいのではないか。
- 他病院との情報交換も併せて行うべき。

委員から出された主な意見(続き)

- 社会保険病院は介護老人保健施設を併設しており、国病機構や労福機構が持っていない地域における完結型の機能を有している。5疾病・5事業をさらに推進しつつ、国保病院等とも連携して総合医を育成していただければありがたい。



論 点 整 理

- ◆新機構は、5疾病・5事業やリハビリテーション等の医療提供を実施するほか、地域医療の機能の確保を図るため、新機構の病院間ネットワークの活用や自治体、医師会、大学病院・関連医療機関等と連携して、地域の状況に応じ、以下のような役割を担うこととしてはどうか。
 - ・地域医療の課題を集約・分析・解決することを通して、地域連携のモデルを構築して全国的な地域医療の向上に積極的に貢献する。
 - ・総合医の養成に積極的に関与することにより、新機構で養成された総合医が専門医と協働しつつ、地域完結型医療の構築に向け貢献する。
 - ・住民が安心して暮らせる地域包括ケアの実現に積極的に寄与するために、その要となる医師、看護師等の人材を育成し、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応える。
 - ・災害時の被災地域及びへき地を含む医師不足地域に対し、積極的に支援を行い、医師偏在問題の解消等に貢献する。
- ◆災害発生時等の緊急時における厚生労働大臣の命令を受けて必要な措置をとる役割については、引き続き担うこととしてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 政策医療については、国がその範囲等を明確化し、引き続き確実に担わせることとし、その範囲は、時代や社会環境に応じて変化するため、時宜に応じて見直しをすることとしてはどうか。
- ◆ 病院ネットワークを活用し、政策医療の課題を把握することや、その課題に対応するための研究が必要ではないか。
- ◆ 政策医療を実施するとともに、地域の中で必要とされる医療は、他設置主体の医療機関と連携しながら、引き続き提供することとしてはどうか。
- ◆ 災害発生時等の緊急時における厚生労働大臣の命令については、引き続き同様の規定を置くこととしてはどうか。
- ◆ 新法人移行後の労働者健康福祉機構が担う業務は、病院事業及び産業保健事業と経過措置的業務としてはどうか。

3. 目標、評価

これまで提出した資料

- 新しい法人制度の目標・評価の在り方については、
 - ・国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能を確実に確保するという観点から、国が医療の特性を踏まえつつ直接評価を行い、必要な改善を促せる仕組みとすべきではないか。
 - ・法人の機能をより効果的に発揮するため、現行の独立行政法人制度の枠組みにとらわれず、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重すべきではないか。(第2回資料4)

- 基本方針については、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、法人の機能をより効果的に発揮するため、
 - ①国からは詳細な指示を行うのではなく、基本的な方向性(基本方針)を示すこととしてはどうか。
 - ②基本方針の策定に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。(第2回資料4)

- 法人による基本目標、基本計画、年度計画については、
 - ①法人が、国の示す基本方針に基づいて「基本目標」を作成し、国の認可を受けることとしてはどうか。
 - ②法人が自ら定めた基本目標を踏まえて、中期的な「基本計画」及びそれに基づく毎事業年度における「年度計画」を作成することとしてはどうか。
 - ③基本目標の認可に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。(第2回資料4)

- 法人の評価については、
 - ①主務大臣が評価に関与しない現行制度ではなく、政策責任者たる厚労大臣が、法人の業務運営の状況の評価することとしてはどうか。
 - ②評価の結果に基づく業務運営改善の措置については、法人の自律性を促すため、まずは命令ではなく勧告としてはどうか。
 - ③評価に当たっては、第三者チェックの仕組みとして、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会から意見を聴くこととしてはどうか。(第2回資料4)

委員から出された主な意見等

- ある程度の数値目標は必要だが、一方で、政策医療や地域医療にはなじまない面もある。
- 地域医療の機能をどのように推進するかについては、基本目標に示してもらいたい。
- 法人の自主性、自律性を尊重して、法人自らが目標を作成することは評価できる。
- 関係審議会については、医療の観点だけでなく、政策評価という観点から考えるという選択肢もある。
- 基本方針は、医療の状況や法人をとりまく環境も変化するので、定期的に見直すとしてもよいのではないか。



論点整理

- ◆目標・評価については、国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能を確実に確保するため、法人の自主性、自律性を尊重しつつ、医療の特性を踏まえた形での厚生労働大臣による直接評価を行い、必要な改善を促せる仕組みとしてはどうか。
- ◆基本方針については、法人の自主性、自律性を尊重して法人の機能をより効果的に発揮するため、国から基本的な方向性(基本方針)を示すこととしてはどうか。
- ◆基本目標、基本計画、年度計画については、例えば、国が示す基本方針に基づいて「基本目標」を作成し、国の認可を受けることとしてはどうか。また、法人が自ら定めた「基本目標」を踏まえ、中期的な「基本計画」及びそれに基づく毎事業年度における「年度計画」を作成することとしてはどうか。
- ◆評価については、厚生労働大臣が直接評価を行い、評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重してまずは勧告することとし、法人が正当な理由なく勧告に従わない場合には命令することとしてはどうか。
- ◆基本方針の策定、基本目標の認可及び評価を実施するにあたっては、医療の特性を踏まえた専門的な観点をもつ第三者チェックの仕組みとして、関係審議会の意見を聞いてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 医療事業の特性を踏まえ、国が担うべき政策医療等について国が適切に関与しつつ、目標や計画については極力、法人の自主性、自律性を尊重するものとしてはどうか。
- ◆ 目標は適切な期間を区切って設定することとしてはどうか。
- ◆ 事後評価として、政策責任者である厚生労働大臣が直接評価を行うこととしてはどうか。
- ◆ 厚生労働大臣による基本方針の提示や評価に当たっては、医療事業の専門性やお手盛り防止の観点から、第三者である関係審議会の意見の聴取を行うこととしてはどうか。

4. 組織・業務運営・財政運営(監事機能について)

これまで提出した資料

- 新法人における監事機能についても、その職務の遂行をよりの確なものとするため、行政法人(改正案)と同様に、権限及び義務を付与してはどうか。(第2回資料5-1)



論点整理

- ◆ 監事機能については、行政法人(改正案)と同様に、現行の職務のほか、不正行為等の発見時の報告徴収や職務の遂行に必要な報告徴収・調査権限を付与することとしてはどうか。

(参考) 国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 監事機能については、現行の職務のほか、不正行為等の発見時の報告義務や職務の遂行に必要な報告徴収・調査権限を付与することとしてはどうか。

5. 組織・業務運営・財政運営(法人の業務運営の改善について)

これまで提出した資料

- 新法人は、国から示される基本方針に基づき、地域医療の機能を確実に確保することが求められており、新法人の業務運営の状況については、政策責任者たる厚生労働大臣が直接評価を行うが、厚生労働大臣がその評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、まずは命令ではなく勧告としてはどうか。(第2回資料5-2)
- 一方、医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、医療法人制度に倣い、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。(第2回資料5-2)

委員から出された主な意見

- 業務運営の改善については、最終的に命令が出せるような形にしておく必要があるのではないか。



論点整理

- ◆厚生労働大臣が評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重してまずは勧告することとし、法人が正当な理由なく勧告に従わない場合には命令することとしてはどうか。
- ◆医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。

6. 組織・業務運営・財政運営(役員の任命、役員の責任等について)

これまで提出した資料

- 新法人の役員(特に理事長)は、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか。(第2回資料5-3)
- 新法人における法人の役員等についても、自律的な経営や業務運営を確保する一方で、その職務の遂行の適正性を担保するため、損害賠償責任を課してはどうか。(第2回資料5-4)

委員から出された主な意見

- 公募も含め、適任の人物を責任者が決めればよいのではないか。
- 応募条件については十分詰めた上で、公募自体はいいのではないか。
- 院長や事務局長は、最適な人になるべきだし、それが独立採算制を遂行するには大切。
- 役員に損害賠償責任を課するのであれば、それに見合った権限を与えるべき。



論点整理

- ◆ 役員は、医療事業を担う法人の特性を踏まえ、専門的知識や優れた経験を有する者を着任させることが必要であり、その選考にあたっては、公募も含め、その任に相応しい者を選ぶことができる方法としてはどうか。
- ◆ 新法人の自律的な経営や業務運営を確保する一方で、役員の職務遂行の適正性を担保するため、任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任を課すこととしてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 役員は、医療事業を担う法人の特性を踏まえ、専門的知識や優れた経験を有する者を着任させることが必要であり、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか検討してはどうか。
- ◆ 新法人の自律的な経営や業務運営を確保する一方で、役員の職務遂行の適正性を担保するため、任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任を課すこととしてはどうか。

7. 組織・業務運営・財政運営(雇用・人事管理について)

これまで提出した資料

- 病院事業を実施する地域医療機能推進機構についても、国立病院機構と同様、透明性を確保しつつ、法人の目的を達成するために必要な人員を効率的に配置することとしてはどうか。(第2回資料5-5)

委員から出された主な意見

- 院長や事務局長は、最適な人になるべきだし、それが独立採算制を遂行するには大切。



論点整理

- ◆ 新法人においては、説明責任や透明性を確保し適切な事後評価を行うことを前提に、地域医療の機能の確保を行うために必要な医療職等の人員を効率的に配置できるようにすることとしてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 従来の総人件費による管理は、医療事業の特性に照らすと適切ではないという意見もあり、今後の我が国の医療提供体制について、サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることが政府方針において示されていることを踏まえ、新法人においては、説明責任や透明性を確保し適切な事後評価を行うことを前提に、国民生活向上に資する医療の提供を行うために必要な医療職等の人員を効率的に配置できるようにすることとしてはどうか。
- ◆ 医療現場における雇用の柔軟化が求められる状況の中、公務員制度では様々な限界が生じている。そのため、新法人の職員は非公務員とし、優秀な医師や看護師の確保に支障がないように給与水準の在り方について検討することとしてはどうか。
- ◆ 国立病院機構においては、公務員制度の下では限界のあった雇用・人事管理について、非公務員化に伴い柔軟化を行いつつ、両機構について、子育て中の医師等の活用、医師不足地域での高齢ベテラン医師の活用、他主体との連携や人事交流、システムマネジメントに精通する者等の専門的技術者の雇用などを進め、提供する医療の向上に努めることとしてはどうか。

8. 組織・業務運営・財政運営(財政措置、利益処分について)

これまで提出した資料

- 地域医療機能推進機構では、原則として国からの運営費交付金は支給されないため、病院等の施設に係る整備費用や医療機器の購入費用などを確保しながら自立かつ効率的な経営を実施することが求められる。(第2回資料5-6)
- なお、既定の補助制度の活用や国等の委託事業を受託することも検討すべきではないか。(第2回資料5-6)
- 国の医療政策として重要な課題である地域医療の機能確保について、自律かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、利益処分をどのように考えるべきか。(第2回資料5-7)

委員から出された主な意見

- 運営交付金や財政措置が全くない中で、減価償却費を計上したうえで利益を出すことが可能なのか。



論点整理

- ◆新法人では、原則として国からの運営費交付金は支給されないため、病院等の施設に係る整備費用や医療機器の購入費用などを確保することが求められる中、医療の利益を患者に還元し、地域住民(患者)のニーズに応えるためには、自律かつ効率的な経営の実現の観点を踏まえた利益処分の在り方について検討すべきではないか。
- ◆既定の補助制度や国等の委託事業を積極的に活用・受託することとしてはどうか。

(参考)国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 運営費交付金は、診療事業には一切投入されておらず、国立病院機構については、その殆どが過去債務清算事業、労働者健康福祉機構については、約6割が労災病院等以外の事業のために措置されているが、その性格が、用途が特定されない、いわば渡し切りの交付金のため、国民目線から見ると、多額の赤字補填が行われているという誤解が発生している。このため、新法人に対する財政支援の在り方を検討してはどうか。
- ◆ 公的・民間医療機関に対する補助制度が存在するものは、可能な限りそれを活用できる仕組みとしてはどうか。
- ◆ 医療の利益を患者に還元し、高度化する医療内容、国民(患者)のニーズに応えるためには、自律的かつ効率的な経営の実現の観点から踏まえた利益処分の在り方について検討すべきではないか。
- ◆ 国立病院機構においては、職員の非公務員化に伴い適用する社会保険及び公経済負担の在り方について検討すべきではないか。

9. 情報公開・発信

これまで提出した資料

- 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、政策目的の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たすこととしてはどうか。(第2回資料6)



論点整理

- ◆ 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、政策目的の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を幅広く行うことで、説明責任を果たすこととしてはどうか。

(参考) 国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会での論点整理(第5回検討資料より)

- ◆ 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、国から負託された業務の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たしていくこととしてはどうか。